

○札幌市都市公園条例施行規則

昭和 32 年 4 月 22 日規則第 33 号

〔注〕平成 24 年 3 月から改正経過を注記した。

札幌市都市公園条例施行規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、別に定めるもののほか、札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

**第 2 条** 削除

(許可申請書)

**第 3 条** 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の 3 日前までに公園使用許可申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の 15 日前までに公園施設設置許可申請書（様式 2）を市長に提出しなければならない。

3 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の 15 日前までに公園施設管理許可申請書（様式 3）を市長に提出しなければならない。

4 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の 15 日前までに公園使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

5 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者は、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて速やかに許可変更申請書（様式 5）を市長に提出しなければならない。

6 条例第 11 条第 1 項の許可を受けようとする者は、公園施設設置（管理）休止許可申請書（様式 6）を市長に提出しなければならない。

(設計書等)

**第 4 条** 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、前条の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(許可書)

**第 5 条** 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該許可を受けた者に対して、当該各号に掲げる書類を交付する。

- (1) 条例第3条第1項各号に掲げる行為又は公園の占用の許可 公園使用許可書 (様式1の2)
  - (2) 公園施設の設置の許可 公園施設設置許可書 (様式2の2)
  - (3) 公園施設の管理の許可 公園施設管理許可書 (様式3の2)
  - (4) 前3号の許可を受けた事項の変更の許可 変更許可書 (様式5の2)
  - (5) 条例第11条第1項の許可 公園施設設置 (管理) 休止許可書 (様式6の2)
- (届出)

**第6条** 条例第11条第2項又は第21条の規定により届け出ようとする者は、届書 (様式7) を市長に提出しなければならない。

(規則で定める施設)

**第7条** 条例第6条第5号に規定する規則で定める有料公園施設は、円山総合運動場、厚別公園競技場及び円山動物園とする。

2 条例別表4に規定する規則で定める施設は、別表1のとおりとする。

(保管工作物等一覧簿)

**第7条の2** 条例第20条の3第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿 (様式7の2) とする。

(受領書)

**第7条の3** 条例第20条の7の規則で定める様式は、受領書 (様式7の3) とする。

(備付物件等の使用料)

**第8条** 条例別表4の規定により市長が定める備付物件等の使用料は、別表2のとおりとする。

(有料プログラムの使用料)

**第9条** 条例別表4の規定により円山動物園の有料プログラムの使用料として規則で定める額は、別表3のとおりとする。

全部改正〔令和2年規則35号〕

(使用料等の徴収)

**第10条** 使用料及び占用料は、条例第3条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は有料公園施設の使用 (以下「公園の使用」と総称する。) の許可若しくは承認又は申請の際これを徴収する。ただし、札幌市公共施設予約情報システムを利用して使用の承認を受けることができる有料公園施設の使用料については、当該申請の日以後、市長が定める日までの間にこれを徴収することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、有料公園施設の使用料（前項ただし書の使用料を除く。）については、市長が特に認めたときは、使用の開始の日以後においてこれを徴収することができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、公園の使用の期間が3月を超える場合の使用料（円山動物園の1年当たりの使用料を除く。）及び占用料については、次に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の初めにこれを徴収することができる。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(使用料等の減額又は免除)

**第11条** 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使用料減額（免除）申請書（様式8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用料の減額又は免除を決定したときは、使用料減額（免除）決定書（様式8の2）を交付する。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、決定書を交付しない。

3 第1項の使用料以外の使用料又は占用料の減額又は免除を受けようとする者は、公園使用許可申請書（有料公園施設の使用に係る使用料の減額又は免除を受けようとする場合にあつては、それぞれの有料公園施設に応じ市長が別に定める申請書）に必要な事項を記入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

4 第2項の規定は、第1項の使用料以外の使用料又は占用料の減額又は免除を決定した場合に準用する。この場合において、第2項中「様式8の2」とあるのは、「様式8の2（有料公園施設の使用に係る使用料の減額又は免除の場合にあつては、それぞれの有料公園施設に応じ市長が別に定める決定書）」と読み替えるものとする。

(使用料等の還付)

**第12条** 条例第24条ただし書の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料又は占用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 市長が、条例第20条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合（同項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に限る。）

(2) 天災その他公園の使用をする者の責めに帰することのできない事由によつて使用又は占有することができなくなつた場合

(3) 公園の使用をする者がその使用又は占用の開始の日の5日（アからウまでに掲げる施設の使用にあつては、それぞれアからウまでに掲げる日数）前までに許可若しくは承認又は申請の取消し又は変更を申し出た場合

ア 札幌芸術の森の野外ステージ、練習室のうち中練習室、大練習室、アリーナ及び特別控室並びに研修室のうち登り窯研修室並びに札幌コンサートホールの大ホール、小ホール、大リハーサル室、小リハーサル室A及び小リハーサル室B（イにおいて「大ホール等」という。）の使用（イに掲げる使用を除く。）

90日

イ 札幌コンサートホールの大ホール等の使用であつて、公演等の催しを伴わない練習等のための使用 15日

ウ 札幌芸術の森の練習室のうち小練習室及びピアノ練習室、研修室（登り窯研修室を除く。）、アトリエ並びにロジの使用 30日

（体育館等の特例）

**第13条** 第8条及び第10条から前条までの規定（占用料に係るものを除く。）にかかわらず、美香保体育館、中島体育センター、星置スケート場及び豊平公園温水プールの管理及び使用料等については、この規則に定めるもののほか、札幌市体育施設条例施行規則（平成15年規則第31号）の定めるところによる。

全部改正〔平成26年規則15号〕

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

**第14条** 条例第29条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における第3条及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「様式1」とあるのは「様式1（当該許可を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者が定める様式）」と、「市長」とあるのは「市長（当該許可を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者）」と、同条第5項中「（様式5）を市長」とあるのは「（様式5（当該変更の許可を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者が定める様式））を市長（当該変更の許可を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者）」と、第6条中「（様式7）を市長」とあるのは「（様式7（同条第5号に該当する場合において条例第20条第1項又は第2項の規定による必要な措置を命じた者が指定管理者であるときは、指定管理者が定める様式））を市長（条例第21条第5号に該当する場合において条例第20条第1項又は第2項の規定による必要な措置を命じた者が指定管理者であるときは、指定管理者）」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第3条第1項又は第5項の規定により指定管理者に申請書が提出された場合については、第5条の規定は適用しない。

- 3 前項に規定する場合において、指定管理者は、条例第3条第1項各号に掲げる行為又はその許可を受けた事項の変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対して指定管理者が定める様式による許可書を交付する。
- 4 条例第30条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金の収受及び減額又は免除の手続については、第10条、第11条第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定に準じて当該指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 条例第30条第5項に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 指定管理者が、条例第20条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合（同項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に限る。）
  - (2) 第12条第2号又は第3号に該当する場合（公園の占有の場合を除く。）  
（委任）

**第15条** この規則の施行について必要な事項は、建設局長が定める。

一部改正〔平成28年規則21号〕

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、平成11年7月1日前に札幌市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（平成11年規則第43号）第3条の規定による改正前の札幌市運動施設管理規則第3条第1項ただし書の規定により交付した同項第1号、第3号及び第4号に掲げる運動施設の使用に係る運動施設使用券（使用者の区分として中学生以下の表示があるもののうち、未使用の回数券（一部を使用したものを含む。）又は有効期限が同日以後であるものに限る。）について、当該運動施設使用券の交付を受けた者から未使用の部分について使用料の還付の請求がある場合は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該未使用の部分に相当する使用料を還付することができる。
- 3 前項の場合において、条例第29条第2項の規定により管理受託者に利用料金を収受させているときは、第12条第2項中「（公園の占有の場合を除く。）」とあるのは、「（公園の占有の場合を除く。）及び附則第2項に規定する場合」とする。

附 則（昭和32年規則第49号）～附 則（平成22年規則第11号）

省略

附 則（平成23年規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 7 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 30 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 15 号抄）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 36 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 38 号）

1 この規則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

2 改正後の別表 2 3 札幌コンサートホールの表の規定は、この規則の施行の日以後の札幌コンサートホールの備付物件の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成 28 年規則第 21 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 21 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 21 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 23 号）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際この規則による改正前の各規則の様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

別表 1

区分	施設名
陸上競技場	屯田西公園陸上競技場、モエレ沼公園陸上競技場、もみじ台緑地陸上競技場

野球場		円山公園坂下野球場、豊平川緑地野球場、屯田西公園野球場、太平公園野球場、新琴似グリーン公園野球場、あいの里公園野球場、美香保公園野球場、伏古公園野球場、モエレ沼公園野球場、北郷公園野球場、川下公園野球場、大谷地流通団地東側緑地野球場、もみじ台緑地野球場、月寒公園野球場、月寒公園坂下野球場、平岡公園野球場、藻南公園野球場、常盤公園野球場、農試公園野球場、手稲稲積公園野球場、北発寒公園野球場、前田公園野球場、前田森林公園野球場、星置公園野球場
庭球場	硬式用	中島公園庭球場、屯田西公園庭球場、太平公園庭球場、新琴似グリーン公園庭球場、あいの里公園庭球場、美香保公園庭球場、伏古公園庭球場、モエレ沼公園庭球場、川下公園庭球場、大谷地流通団地東側緑地庭球場、もみじ台緑地庭球場、青葉中央公園庭球場、月寒公園庭球場、豊平公園庭球場、吉田川公園庭球場、西岡中央公園庭球場、清田南公園庭球場、平岡公園庭球場、藻南公園庭球場、常盤公園庭球場、石山緑地庭球場、農試公園庭球場、発寒西陵公園庭球場、手稲稲積公園庭球場、北発寒公園庭球場、星置公園庭球場、明日風公園庭球場
	軟式用	屯田西公園庭球場、美香保公園庭球場、農試公園庭球場
サッカー場	人工芝	東雁来公園サッカー場
	上記以外のもの	豊平川緑地サッカー場、前田森林公園サッカー場
自由広場		円山公園自由広場、美香保公園自由広場
舟遊場		月寒公園舟遊場
パークゴルフ場		豊平川緑地パークゴルフ場、茨戸川緑地パークゴルフ場、丘珠空港緑地パークゴルフ場、川下公園パークゴルフ場、厚別山本公園パークゴルフ場、月寒公園パークゴルフ場、五天山公園パークゴルフ場、前田森林公園パークゴルフ場、山口緑地パークゴルフ場
シャワーブース		モエレ沼公園シャワーブース

一部改正〔平成24年規則7号・25年8号・30号・26年5号・31年21号・令和3年21号〕

## 別表2

### 1 円山総合運動場及び厚別公園競技場

区分		使用料				備考	
施設	種別	単位	金額				
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合			
円山 総合 運動 場	主競技 場	放送設備 (マイク2 本を含 む。)	1日につき	7,700円	15,400円	(1)「1日」とは、供用時間をいう。 (2) 半日は、午後0時30分をもつて区分する。 (3) 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。	
			半日につき	3,850円	7,700円		
	附属 器具	マイク	1本1日につき	1,000円	2,000円		
			1本半日につき	500円	1,000円		
		ワイヤ レスマ イク	1日につき	2,000円	4,000円		
			半日につき	1,000円	2,000円		
	厚別 公園 競技 場	主競技 場	放送設備 (マイク3 本を含 む。)	1日につき	7,700円		15,400円
				半日につき	3,850円		7,700円
附属 器具		マイク	1本1日につき	1,000円	2,000円		
			1本半日につき	500円	1,000円		
		ワイヤ レスマ イク	1日につき	2,000円	4,000円		
			半日につき	1,000円	2,000円		
大型映像装 置		1日につき	30,000円	60,000円			
		半日につき	15,000円	30,000円			
補助競 技場	移動式放送 設備	1回につき	3,900円				



2 札幌芸術の森

区分		使用料		備考
施設	種別	単位	金額	
練習室	アップライトピアノ	1台1回につき	500円	(1) 1回とは、市長が別に定める使用単位をいう。 (2) 木工研修室を個人使用する場合の木工用大型製材機の使用料並びに版画研修室を個人使用する場合の銅版画用大型プレス機及び銅版画用中型プレス機の使用料は、この表に規定する使用料の半額とする。 (3) 版画研修室を個人使用する場合の真空焼枠の使用料は、この表に規定する使用料の4分の1の額とする。
	フルコンサートピアノ（日本製）		3,000円	
	フルコンサートピアノ（外国製）		5,500円	
	ドラムセット	1式1回につき	250円	
陶芸研修室	土練機	1台1回につき	300円	
	タタラ板製造機		400円	
	混練製土機		650円	
木工研修室	木工用大型加工機	1台1回につき	300円	
	木工用大型製材機	一式1回につき	1,000円	
織研修室	大型織機	1台1回につき	200円	
版画研修室	大型プレス機	リトグラフ用	1台1回につき	550円
		銅版画用	600円	
	中型プレス機	リトグラフ用	250円	
		銅版画用	200円	
		多目的用	200円	
	真空式印刷台			300円
	製版カメラ			500円
	真空焼枠			800円

3 札幌コンサートホール

区分				使用料		摘要	備考
				単位	金額		
備付物件	照明設備	基本セット	平凸スポットライト（8台）	1式	2,200円	1台当たり1.5キロワット	(1) この表において「午前」、「午後」、「夜

使用料	(大ホール用)					<p>間」及び「全日」とは、<u>条例別表4 8 札幌コンサートホール</u>の表に規定する、「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」をいい、「1回」とは、市長が別に定める使用単位をいう。</p> <p>(2) この表に規定する使用料は、特に明示したものを除き、午前、午後及び夜間の各使用時間区分当たりの金額である。</p> <p>(3) 全日の使用の場合の備付物件（持込照明設備、持込音響設備及び特殊電源を除く。次号において同じ。）の使用料は、この表に規定する金額の3倍の額とする。</p> <p>(4) 市長が午前、午後、夜間若しくは全日の各使用時間区分を超過し、又は</p>
	基本セット (小ホール用)	フレネルスポットライト (8台)	1式	1,400円	1台あたり1キロワット	
	Aセット (大ホール用)	平凸スポットライト (80台) フォローピンスポットライト (3台)	1式	24,500円	1台あたり1.5キロワット 1台あたり1キロワット	
	Aセット (小ホール用)	フレネルスポットライト (32台) 平凸スポットライト (20台) フォローピンスポットライト (1台)	1式	10,100円	1台あたり1キロワット 1台あたり1キロワット 1キロワット	
	Bセット (大ホール用)	平凸スポットライト (48台)	1式	13,400円	1台あたり1.5キロワット	
Bセット (小ホール用)	フレネルスポットライト (16台)	1式	5,000円	1台あたり1キロワット		

	ホー ル 用)	平凸スポット ライト (12 台)			1 台当たり 1 キロワット	繰り上げて使用 することを認め た場合の備付物 件の使用料は、 この表に規定す る金額に、当該 超過又は繰上時 間 1 時間までご とにつき、全日 の使用の場合の 1 時間当たりの 金額を 3 割増し た額を加算した 額とする。 (5)セットの使 用料について、 各セットに組み 込まれた物件の 一部を使用しな い場合であつて も、使用料の減 額は行わない。 (6)オーケスト ラセット (オー ケストラ A セッ トを除く。) を 使用する場合、 これに加えて各 セットに組み込 まれた物件と同 じ物件を単独で 使用することは 認めない。 (7
		フレネルスポットラ イト	1 台	260 円	1 キロワット	
			1 台	150 円	500 ワット	
		平凸スポットライト	1 台	400 円	1.5 キロワッ ト	
			1 台	260 円	1 キロワット	
			1 台	150 円	500 ワット	
		フォローピンスポッ トライト	1 台	1,000 円	1 キロワット	
		パー64 ライト	1 台	1,000 円	1 キロワット	
			1 台	420 円	500 ワット	
		パー36 ライト	1 台	310 円	500 ワット	
		エリススポットライト	1 台	810 円	750 ワット	
		ピンスポットライト	1 台	3,600 円	2 キロワッ ト、クセノン	
		ライト用スタンド	1 本	190 円		
		ミラーボール	1 台	750 円		
		持込照明設備	1 台 1 回	120 円		
		カラーフィルター	1 枚	90 円		
音響 設備		場内拡声装置	1 式	12,000 円	大ホール専用	
		三点吊装置	1 台	3,000 円		
		二点吊装置	1 台	2,000 円		
		一点吊装置	1 台	1,000 円		
		場内拡声装置	1 式	4,200 円	小ホール専用	
		三点吊装置	1 台	600 円		
		C D プレーヤー	1 台	1,000 円		
		デジタル録音機	1 台	2,200 円		
		効果機器	1 台	3,400 円		

		ワイヤレスマイク	1本	2,200円	マイク1本受信機付き	(7)楽器設備について調律を行う場合は、この表に規定する使用料のほか、市長が別に定める調律料を徴収する。 (8)市長がこの表の単位欄に規定する時間を超過してレセプションистを配置することを認めた場合のレセプションист料は、この表に規定する金額に、当該超過時間1時間までごにつき、当該金額の1時間当たりの額を加算した額とする。 (9)市長がこの表の摘要欄に規定する使用時間区分を超過し、又は繰り上げて舞台技術担当者を配置することを認めた場合の舞台技術料は、この表に規定する金額に、当該
		マイクロホン	1本	1,300円	コンデンサー型、スタンド1本付き	
			1本	1,000円	ダイナミック型、スタンド1本付き	
			1本	5,000円	ステレオ型	
		マイクスタンド	1本	200円		
		ステージスピーカー	1台	1,200円		
		モニタースピーカー	1台	2,000円		
		臨時録音設備	1式	17,100円		
		持込音響設備	1式 1回	12,100円		
舞台設備	オーケストラAセット	譜面台(130台) 演奏者用いす(130脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台(1台) チェロ台(1台)	1式	25,020円		
	オーケストラBセット	譜面台(110台) 演奏者用いす(110脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台(1台)	1式	20,620円		

		チェロ台 (1台)				<p>超過又は繰上時間1時間までごとにつき、全日の使用の場合の1時間当たりの金額を10割増した額を加算した額とする。</p> <p>(10)備付物件の使用時間が午前、午後、夜間若しくは全日の各使用時間区分に満たない場合又はレセプションニスト若しくは舞台技術担当者の配置がこの表の単位欄若しくは摘要欄に規定する時間若しくは使用時間区分に満たない場合であっても、この表に規定する使用料の減額は行わない。</p>
オーケストラセット	譜面台 (90台) 演奏者用いす (90脚) 指揮台 (1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台 (1台)	1式	16,220円			
オーケストラセット	譜面台 (70台) 演奏者用いす (70脚) 指揮台 (1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台 (1台)	1式	11,600円			
電動迫り		1式	12,000円	大ホール専用		
合唱用ひな壇		1式	3,000円			
平台		1台	240円			
開き足		1台	60円			
箱足		1台	40円			
演台		1式	1,200円			
長座布団		1枚	70円			
びょうぶ		1双	2,400円	金、銀、鳥の子		
毛せん		1枚	400円			
司会者台		1台	1,000円			
指揮台		1台	240円			

		譜面台	1 台	120 円	
		指揮者用譜面台	1 台	120 円	
		譜面灯	1 個	100 円	
		チェロ台	1 台	240 円	
		机	1 台	150 円	
		演奏者用いす	1 脚	100 円	
		ピアノ用いす	1 脚	200 円	
		バス用いす	1 脚	200 円	
		スクリーン	1 台	2,400 円	
		シート	1 式	2,000 円	
楽器 設備		パイプオルガン	1 台	20,000 円	大ホール専用
		チェンバロ	1 台	20,000 円	
		ポジティブオルガン	1 台	5,000 円	
		コンティヌオオルガン	1 台	8,000 円	
		フルコンサートグランドピアノ	1 台	13,500 円	外国製
			1 台	9,500 円	日本製
		セミコンサートグランドピアノ	1 台	2,500 円	日本製（リハーサル室専用）
その 他の 設備		客席補助席	1 脚	200 円	
		物品販売用テーブル	1 台	300 円	
		持込器具	1 台	60 円	500 ワットまでのもの
			1 台	60 円に 500 ワット増すごとに 60 円を加算した額	500 ワットを超えるもの
		特殊電源	1 回	6,000 円	10 キロワットまでのもの
	1 回		6,000 円に 1 キロワット増すごとに 600	10 キロワットを超えるもの	

				円を加算した額	
				一般電源	1 器種
		1 器種	200 円に 1 キロワット増すごとに 200 円を加算した額	1 キロワットを超えるもの	
その他の使用料	レセプションニスト料	大ホールの全面を使用する場合	150,200 円	3 時間 30 分	
		大ホールの合唱団席の部分以外を使用する場合	141,100 円	3 時間 30 分	
		大ホールの 3 階客席の部分以外を使用する場合	122,900 円	3 時間 30 分	
		大ホールの合唱団席及び 3 階客席の部分以外を使用する場合	109,200 円	3 時間 30 分	
		小ホールの全面を使用する場合	63,700 円	3 時間 30 分	
		小ホールの 2 階客席の部分以外を使用する場合	45,500 円	3 時間 30 分	

舞台技術料	大ホールの 午前、午後 又は夜間の 使用の場合	53,100 円	
	大ホールの 午前及び午後 又は午後 及び夜間の 連続使用の 場合	62,400 円	
	大ホールの 全日の使用 の場合	75,000 円	
	小ホールの 午前、午後 又は夜間の 使用の場合	35,400 円	
	小ホールの 午前及び午後 又は午後 及び夜間の 連続使用の 場合	41,600 円	
	小ホールの 全日の使用 の場合	50,000 円	

4 モエレ沼公園ガラスのピラミッド

区分	使用料		備考
	単位	金額	
オーディオ装置一式	午前	330 円	(1)「午前」とは、午前9時から正午までをいう。 (2)「午後」とは、午後1時から午後5時までをいう。
	午後	440 円	
	夜間	330 円	
	全日	1,100 円	
	午前	1,600 円	



ビデオ等再生装置一式	午後	2,100 円	<p>(3)「夜間」とは、午後6時から午後9時までをいう。</p> <p>(4)「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。</p> <p>(5)市長が時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することを認めた場合の備付物件の使用料は、この表に規定する金額に、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、全日の使用の場合の1時間当たりの金額を2割増した額を加算した額とする。</p> <p>(6)使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。</p> <p>(7)使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
	夜間	1,600 円	
	全日	5,300 円	
ビデオプロジェクター（スクリーン付き）	午前	2,600 円	
	午後	3,500 円	
	夜間	2,600 円	
	全日	8,700 円	
マイクロフォン（スタンド付き）	午前	40 円	
	午後	60 円	
	夜間	40 円	
	全日	140 円	

一部改正〔平成27年規則36号・38号〕

**別表3**

区分	金額	備考
夜間に開催するガイドツアー	1,500 円	

追加〔令和2年規則35号〕

公園使用許可申請書

使用目的 (具体的内容)	決 裁 欄			
	部長	課長	係長	係
公園名(使用場所)	公園・緑地			
使用期間 (設置工事期間を含む。)	自	年	月	日
至	年	月	日	時
占用工作物又は施設の 種類及び数量				
入場料の有無	有・無	有の場合の内容		
火気使用の有無	有・無	有の場合の内容		
その他	参加人数 名			
使用料減免の有無	有・無	有の場合の理由		
※ 使用料	円			
上記のとおり使用したいので許可の申請をします。 年 月 日 申請者 住 所 団体名・会社名 氏 名 電 話(勤・自) (あて先) 札幌市長				
		受付印	年 月 日 起案	
			年 月 日 起案	
(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 場所等が明確になる図面等を添付してください。 3 使用日が重複した場合は、受付日順とします。受付日が同日の場合は、担当部署で抽選して決定しますので、御了承ください。				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

公園使用許可書

使用目的 (具体的内容)			<p>許可条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園法及び札幌市都市公園条例を遵守すること。</li> <li>2 この使用又は占有に起因して、土地又は公園施設を損傷し、又は汚損したときは、すべて申請者の責任において損害を賠償すること。</li> <li>3 広告又はこれに類するものを掲出し、又は配布しないこと。</li> <li>4 物品を販売し、又は頒布しないこと。ただし、公園管理者が特に認めた物品については、この限りでない。</li> <li>5 車両の公園(緑地)内への乗り入れ又は駐車は、禁止する。ただし、駐車場その他公園管理者が特に指定する場所への駐車及び資材搬入で公園管理者が台数を指定して特に認めた車両の乗り入れについては、この限りでない。</li> <li>6 仮設物件を設置する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置に際し、樹木その他の公園施設を利用しないこと。</li> <li>(2) 物件の維持管理は、申請者の責任において行い、公園(緑地)利用者の支障とならないよう十分な措置を講ずること。</li> <li>(3) 撤去後は、復旧を完全に行うこと。</li> </ol> </li> <li>7 使用後は清掃を行い、速やかに原形に復旧し、発生したゴミは申請者においてすべて処理すること。</li> <li>8 火気の使用は、禁止する。ただし、特に公園管理者の承認を得た場合は、この限りでない。</li> <li>9 その他公園管理者の指示に従うこと。</li> </ol>
公園名 (使用場所)	公園・緑地		
使用期間 (設置工事期間を含む。)	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分		
占有工作物又は施設の種別及び量数			
入場料の有無	有・無	有の場合の内容	
火気使用の有無	有・無	有の場合の内容	
その他	参加人数 名		
使用料減免の有無	有・無	減免基準第 号に該当	
使用料	円		
<p>上記のとおり使用を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">札幌市長 <span style="float: right;">印</span></p>			

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

公園施設設置許可申請書

- 1 公園施設の設置目的
  - 2 公園施設の設置場所  
及び期間
  - 3 公園施設の種類及び数量
  - 4 公園施設の構造
  - 5 公園施設の管理方法
  - 6 公園施設の設置工事  
の期間及び実施方法
  - 7 公園施設の設置工事費  
の調達計画
  - 8 公園施設の復旧方法
  - 9 入場料の類の徴収の有無
  - 10 その他
- ※使用料  
上記のとおり公園施設を設置したい  
ので許可の申請をします。
- 年 月 日
- (あて先)札幌市長
- 申請者 住所  
氏名  
職業  
電話(勤・自)

決 裁 欄	
	課 長
係 長	係
指 示 事 項	
年 月 日 起案	
年 月 日 決裁	
受 付 印	

注意 ※印には、記入しないでください。  
見取図は、図面等を添付するか、詳細を裏面に記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

第 号  
年 月 日

様

札幌市長



公園施設設置許可書

年 月 日付けで申請のありました公園施設の設置を下記  
のとおり許可します。

記

- 1 公園施設の設置目的
- 2 公園施設の設置場所及び期間
- 3 公園施設の種類及び数量
- 4 公園施設の構造
- 5 公園施設の管理方法
- 6 公園施設の設置工事の期間及び実施方法
- 7 公園施設の設置工事費の調達計画
- 8 公園施設の復旧方法
- 9 その他

使用料 円

許 可 条 件

- 1 札幌市都市公園条例を遵守すること。
- 2
- 3

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

公園施設管理許可申請書

公園施設の管理目的		決 裁 欄			
公園施設の種類及び名 称			課長	係長	係
公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
公園施設の管理方法					
入場料の類の徴収の有 無		指示事項			
そ の 他					
※使 用 料	円				
上記のとおり公園施設を管理したいので許可の申請をします。		受付印	年 月 日起案		
年 月 日	申請者 住所 氏名 職業 電話(勤・自)		年 月 日決裁		
(あて先)札幌市長					

注意 ※印には、記入しないでください。見取図は、図面等を添付するか、詳細を裏面に記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。



許 可 変 更 申 請 書

許可された事項		決 裁 欄		
許可番号及び年月日		課長	係長	係
変 更 事 項		指示事項		
変 更 理 由				
そ の 他				
上記のとおり変更したいので許可の申請をします。 年 月 日 申請者 住所 氏名 職業 電話(勤・自)		受付印	年 月 日 起案	
(あて先)札幌市長			年 月 日 決裁	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

<p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>札幌市長</p> <p>変更許可書</p> <p>年 月 日 付け申請による許可変更を下記のとおり許可します。</p> <p>記</p> <p>1 許可された事項</p> <p>2 許可番号及び年月日</p> <p>3 変更事項</p> <p>4 変更理由</p> <p>5 その他</p>	<p>許可条件</p> <p>1 札幌市都市公園条例を遵守すること。</p> <p>2</p> <p>3</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。





様式7

届 書

公園名及び事由		決 裁 欄		
許可年月日又は は受命年月日		課長	係長	係
届出事項		検査意見		
その他の理由				
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 電話(勤・自)  (あて先)札幌市長		受付印	年 月 日 起案	
			年 月 日 決裁	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式7の2

年度 保管工作物等一覧簿 ( 区)								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した日時	保管の開始日	保管の場所	備 考
	名称又は種類	形状	数量					
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

受 領 書

年 月 日

(宛先)札幌市長

返還を受けた者  
住 所  
氏 名  
電 話 ( )

下記のとおり工作物等(又は現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		年 月 日
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

都市公園使用料減額(免除)申請書

使用の公園又は公 園 施 設		決 裁 欄		
許可(承認)年月日		課長	係長	係
許可(承認)番号				
減額(免除)の額				
減額(免除)の理由				
上記のとおり都市公園の使用料の減額(免除) を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (あて先) 札幌市長		受付印	年 月 日 起案	
			年 月 日 決裁	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式8の2

第 年 月 日
様  札幌市長 <span style="float: right;">印</span>
使用料減額(免除)決定書
年 月 日申請の都市公園の使用料の減額(免除)について は、下記のとおり決定します。
記
1 減額(免除)する額
2 その他

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。